

令和4年 5月26日改正
令和4年 4月28日改正
令和4年 1月 6日改正
令和3年 9月 9日

保健管理センター長

新型コロナウイルス感染症 課外活動ガイドライン

1. 宮崎県に「まん延防止等重点措置区域及び緊急事態措置区域が含まれる都道府県（国指定）」が適用された場合

全ての課外活動を、直ちに休止とします。

なお、活動再開は、宮崎県が「まん延防止等重点措置区域及び緊急事態措置区域が含まれる都道府県（国指定）」の適用外となる日からとします。

2. 上記1以外の場合

全ての課外活動を休止とはしませんが、状況に応じて次のとおり対応してください。

(1) クラブ・サークル・同好会（以下、団体）に所属する学生が、新型コロナウイルス感染症の陽性となった時

①当該学生がクラブ活動以外の原因で陽性となり、感染したと推定される日からクラブ活動に参加していない場合はクラブ活動は継続できます。

②当該学生がクラブ活動に参加していた場合、所属する団体の活動を、直ちに休止します。本学保健管理センターで濃厚接触者の特定が終われば、それに該当しない学生は活動が再開できます。なお、強化指定クラブは監督（又は同等の立場の者）が濃厚接触者と疑われる部員を特定すれば、保健管理センターによる濃厚接触者の特定前でも該当する部員以外は活動を再開できます。感染した学生の活動再開時期は保健所からの、濃厚接触者の活動再開時期は保健管理センターからのそれぞれの指示によります。

(2) 団体に所属する学生が濃厚接触者になった時

①当該学生がクラブ活動以外の原因で濃厚接触者となり、感染者と接触した日以降クラブ活動に参加していない場合はクラブ活動は継続できます。当該学生は保健管理センターの指示に従い自宅待機となります。

②当該学生がクラブ活動に参加していた場合、所属する団体の活動を一時的に休止とし、検査結果に応じて下記のとおりとします。

i 当該学生の検査結果が陽性の場合は、上記「(1) 団体に所属する学生が、新型コロナウイルス感染症の陽性となった時」の②に準じた扱いとします。なお、本学指定強化クラブにおいては監督（又は同等の立場の者）が、該当学生が陽性となった場合において、濃厚接触者になると疑われる部員を特定すれば該当する部員以外は活動を再開できます。

濃厚接触当該学生の活動再開は保健管理センターからの指示によります。

ii 当該学生の検査結果が陰性の場合、当該学生も検査結果が判明した時点で活動再開とします。

3. その他

上記1・2で対応できない状況が発生した場合は、別途学内で協議し対応します。